独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)が設置する施設(以下「施設」という。)の利用に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

- 第2条 施設を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者の団体とする。
 - 一 成人又は青年の引率責任者が定められているもの
 - 二 あらかじめ具体的な研修計画を定めているもの
- 2 施設は、前項に規定する団体の使用に支障のない限り、同項各号に該当する一般の団体に利用させることができる。
- 3 研修・利用・調査研究に関する相談、青少年教育に関する連絡及び協力、青少年教育関係図書・ 資料等の閲覧等の場合には、別に所長が定めるところにより個人で施設を利用することができる。

(利用の申込み)

- 第3条 施設を利用しようとする者は、所定の申込書をあらかじめ所長に提出するものとする。
- 2 前項の申込書及び受付期間その他利用の申込みに関し必要な事項については、所長が別に定めるものとする。

(禁止事項)

- 第4条 施設においては、次の各号に揚げる行為を行ってはならない。
 - 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
 - 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
 - 三 専ら営利を目的とする活動

(施設使用料)

- 第5条 利用者は、理事長が定める施設使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の施設使用料等及び納付手続きに関する事項は、理事長が別に定める。

(施設における活動)

- 第6条 利用者は、青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るにふさわしい活動を行うものとする。
- 2 施設の職員は、施設における活動に関し、指導及び助言を与えることができる。

(利用者の受入れを行わない日)

- 第7条 利用者の受入れを行わない日は、施設・設備の整備を行う日として所長が別に定める日のほか、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。
- 2 天災その他やむを得ない事情があるときは、所長は、臨時に利用者の受入れを行わないことができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(附則)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。